

鳥取県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱（新旧対照表）

第1 鳥取県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱（平成27年1月5日付第201400143669号鳥取県福祉保健部長通知）の一部を次のとおり改正する。

改正後									改正前								
第1条～第15条 略									第1条～第15条 略								
別表(第3条、第4条、第5条、第8条、第11条関係)									別表(第3条、第4条、第5条、第8条、第11条関係)								
1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3	4	5	6	7	8	9
事業分類	補助事業	事業実施主体	補助対象経費	基準額	補助率	重要な変更	申請添付書類	実績添付書類	事業分類	補助事業	事業実施主体	補助対象経費	基準額	補助率	重要な変更	申請添付書類	実績添付書類
略									略								
② 居宅等 における 医療の 提供	訪問看護ステーション機能強化推進事業	別記5のとおり	別記5のとおり	別記5のとおり	別記5のとおり	・補助対象経費の増額（設備整備関係） ・設備の用途が変わる変更 ・設備の機能が同等未満のものへの変更	様式第1号 様式第2-58号 様式第3号 号 （人件費関係） 新規に常勤看護職員を雇したことを証明する書類 新規に雇した常勤看護職員の職務歴が確認できる書類	様式第1号 様式第2-58号 様式第3号 支出額の根拠となる書類 支払を証明する書類 （設備整備関係） 様式第2-9号（※新規車両整備の場合のみ） 契約書の写し 検収書の写し 当該設備機器の写真	(新設)								

							(設備整備関係) 様式第2-9号 (※新規車両整備の場合のみ) カタログ見積書		
② 居宅等における医療の提供	職場環境改善による訪問看護職員定着促進事業	別記5のとおり	別記5のとおり	別記5のとおり	別記5のとおり	・補助対象経費の増額	様式第1号 様式第2-59号 様式第3号 新規に常勤看護職員を雇用したことを証明する書類 新規に雇用了した常勤看護職員の職務歴が確認できる書類	様式第1号 様式第2-59号 様式第3号 支出額の根拠となる書類 支払を証明する書類	(新設)
略									略

別記1～別記3 略

#### 別記4

##### 事業実施主体

地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境となっていると都道府県知事が認める(1)に掲げる医療機関が行う(2)の事業を対象とする。

(1) 略

①～④ 略

※交付にあたっては、次の(1)～(4)のいずれも満たすこと。

(1) 略

(2) 月の時間外・休日労働が80時間を超える医師を雇用している若しくは雇用を予定している医療機関で、労働基準法第36条に規定される労働組合若しくは労働者の代表と結ぶ協定(以下「36協定」という。)において全員又は一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が960時間を超えていること又は全員若しくは一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が960時間を超えた36協定の締結に向けた見直しを予定若しくは検討していること。

ただし、他の医療機関へ医師派遣を行うことによって当該派遣される医師の労働時間が、やむを得ず長時間となる医療機関及び当該派遣医師を受け入れる医療機関については、年の時間外・休日労働時間の上限が960時間を超えた36協定の締結や締結の検討を行うことについての要件は適用しない。

※派遣受入医療機関においては、様式2-56(2)の(1)イ(オ)に派遣元となる医療機関名を記載すること。

(3)～(4) 略

補助対象経費 略

別記1～別記3 略

#### 別記4

##### 事業実施主体

地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境となっていると都道府県知事が認める(1)に掲げる医療機関が行う(2)の事業を対象とする。

(1) 略

①～④ 略

※交付にあたっては、次の(1)～(4)のいずれも満たすこと。

(1) 略

(2) 月の時間外・休日労働が80時間を超える医師を雇用している若しくは雇用を予定している医療機関で、労働基準法第36条に規定される労働組合若しくは労働者の代表と結ぶ協定(以下「36協定」という。)において全員又は一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が960時間を超えていること又は全員若しくは一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が960時間を超えた36協定の締結に向けた見直しを予定若しくは検討していること。

ただし、他の医療機関へ医師派遣を行うことによって当該派遣される医師の労働時間が、やむを得ず長時間となる医療機関については、年の時間外・休日労働時間の上限が960時間を超えた36協定の締結や締結の検討を行うことについての要件は適用しない。

(新設)

(3)～(4) 略

補助対象経費 略

## 基準額

当該医療機関が病床機能報告により都道府県へ報告している最大使用病床数（療養病床除く。事業実施主体（1）③において「精神科救急」を根拠とする対象医療機関の場合は病床機能報告における同時点での精神科病床の最大使用病床数とする。）1床当たり、133千円を標準単価とし、当該病床数に乗じて得た額を補助額の基準とし、経費に対してそれぞれ別表の6の補助率を乗じて得た額とを比較して少ない額とする。

ただし、報告している病床数が20床未満の場合は、20床として算定する。

※ 令和2年度に当該事業を実施していない医療機関においては、令和3年度に限り、基準額を2倍まで可とする。

（削除）

## 基準額

当該医療機関が病床機能報告により都道府県へ報告している稼働病床数（療養病床除く。事業実施主体（1）③において「精神科救急」を根拠とする対象医療機関の場合は病床機能報告における同時点での精神科病床の稼働病床数とする。）1床当たり、133千円を標準単価とし、当該病床数に乗じて得た額を補助額の基準とし、経費に対してそれぞれ別表の6の補助率を乗じて得た額とを比較して少ない額とする。

ただし、報告している病床数が20床未満の場合は、20床として算定する。

※ 令和2年度に当該事業を実施していない医療機関においては、令和3年度に限り、基準額を2倍まで可とする。

※ 基準額に関する規定のうち、「当該医療機関が病床機能報告により都道府県へ報告している稼働病床数（療養病床除く。事業実施主体（1）③において「精神科救急」を根拠とする対象医療機関の場合は病床機能報告における同時点での精神科病床の稼働病床数とする。）」と記載のある箇所については、「当該医療機関が病床機能報告により都道府県へ報告している最大使用病床数（療養病床除く。事業実施主体（1）③において「精神科救急」を根拠とする対象医療機関の場合は病床機能報告における同時点での精神科病床の最大使用病床数とする。）」と読み替える。

（新設）

## 別記5

### 1 事業実施主体

鳥取県内の指定訪問看護ステーションであって、在宅医療推進に向けた訪問看護体制の強化を図るために、次の事業を実施する事業所とする。

#### （1）訪問看護ステーション機能強化推進事業

機能強化型訪問看護管理療養費1または2を算定することを目的に、令和5年7月1日以降に、以下のアからエに掲げる全ての事項を実施する事業を

いう。ただし、機能強化型訪問看護管理療養費1を既に算定している事業所及び機能強化型訪問看護療養費3の算定を目指す事業所は、本事業の対象外とする。

- ア 新規に常勤看護職員を雇用すること。
- イ 本事業を活用し、訪問看護を行うために必要な車両や医療機器等の設備を新規で整備すること。
- ウ 本補助金の交付申請後、当該事業所に勤務する看護職員が訪問看護に関する研修を受講するよう努めること。
- エ 機能強化型訪問看護管理療養費1または2の算定開始後、看護学生の実習受入れを行うこと。

(2) 職場環境改善による訪問看護職員定着促進事業

訪問看護ステーションにおける訪問看護職員の定着を促進することを目的に、現に雇用している看護職員の産前産後休業、育児休業及び介護休業（以下「産休等」という。）の取得にあたって、令和5年7月1日以降に新規に代替看護職員を雇用する事業をいう。

2 補助対象経費等

補助対象経費、基準額及び補助率は次表に定めるとおりとする。

1区分	2補助対象経費	3基準額	4補助率
訪問看護ステーション機能強化	(1)機能強化型訪問看護管理療養費1または2を算定することを目的に、新規に雇用する常勤看護職員の人件費(補助対象期間は12か月を限度とする。)	1事業所あたり 4,000千円	1/2
推進事業	(2)訪問看護を行うために必要な車両、医療機器等の設備整備費 ※設備の価格は1品につき100,000円を下限とする。 ※車両整備は、現有車両の買替えではなく、増車に該当し、かつ、増車が必要なことに合理的な理由がある場合に限る。	1事業所あたり 2,000千円	2/3

	<p>※当該車両の取得に要する経費のうち、自動車税、自動車重量税、保険料(自賠責保険料を含む。)及びリサイクル料金(シュレッダーダスト料金、エアバッグ類料金、フロン類料金、情報管理料金)は補助対象外とする。</p>			
<p>職場環境改善による訪問看護職員定着促進事業</p>	<p>現に雇用している看護職員の産休等の取得にあたって、新規に雇用する代替看護職員の人件費。なお、1事業所につき、産休等を取得する看護職員1名に係る代替職員分のみを補助対象とし、当該産休等取得職員の代替として複数名の職員を雇用した場合であっても、1日あたり実人数1名分を申請の限度とする。(補助対象期間は12か月を限度とする。)</p>	<p>1事業所あたり 1,985千円</p>	<p>1/2</p>	

第2 様式第2-56号を別添のとおり改正する。また、様式第2-57号及び様式第2-58号を追加する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年7月26日から施行し、令和5年度の補助事業から適用する。
- 2 令和5年4月1日から施行日の前日までの日に補助事業者が着手した事業のうち、別表に掲げる事業については、本要綱に基づき実施したものとみなす。